



北海道

平成 3 0 年 度

食品・生活衛生行政概要

北海道保健福祉部健康安全局食品衛生課

目 次

ページ

第 1	概況	
1	食品衛生・生活衛生行政の沿革	1
2	食品衛生課の行政組織機構図	3
3	食品衛生課事務分掌	5
4	保健所、食肉衛生検査所の変遷と現況	7
5	保健所及び食肉衛生検査所設置状況	8
第 2	生活衛生営業関係	
1	生活衛生監視・指導	13
2	生活衛生関係営業者の育成	17
(1)	生活衛生同業組合の育成	17
(2)	公益財団法人北海道生活衛生営業指導センターに対する補助	18
(3)	日本政策金融公庫融資あっせん	19
(4)	公衆浴場対策事業	20
①	公衆浴場経営安定資金融資状況	20
②	公衆浴場関係補助事業の状況	20
3	クリーニング師試験・免許	22
4	公衆浴場（普通浴場）施設数及び入浴料金	23
第 3	温泉指導関係	
1	北海道の温泉	24
2	道の温泉行政の取組	24
3	国民保養温泉地の指定	31
第 4	建築物・その他の環境衛生関係	
1	建築物環境衛生行政の概要	32
2	建築物環境衛生対策	32
(1)	特定建築物所有者等に対する指導	32
(2)	建築物衛生登録業者に対する指導	32
3	ねずみ、衛生害虫対策	34
4	墓地、納骨堂又は火葬場の許可等の事務	34
第 5	養成施設関係	
1	概要	35
2	食品衛生課所管の養成施設等	35
第 6	食品衛生関係	
1	北海道食品衛生監視指導計画の策定	36
2	監視指導の実施体制	36
3	食品関係施設の立入検査	38
(1)	平成30年度立入検査実施状況	38

(2) 平成30年度一斉監視・取締り実施状況	60
① 夏期食品の一斉取締り（道立保健所）	61
② 食品・添加物の年末一斉取締り（道立保健所）	65
4 生活衛生監視指導班業務実績（道立保健所）	69
(1) 監視実績内訳	69
(2) 出動日数・延人員数等	69
5 食品等の検査	70
(1) 食品等の収去試験検査成績	71
(2) 食品添加物の検査	77
(3) 残留農薬の検査	78
(4) 残留動物用医薬品の検査	82
(5) 環境汚染物質の検査	84
① 有機塩素系農薬	84
② 水銀	85
(6) 遺伝子組換え食品の検査	86
(7) 輸入食品の検査	87
① 残留農薬	87
② 残留動物用医薬品	90
③ 遺伝子組換え食品	90
(8) その他の検査結果	91
① 二枚貝の貝毒検査	91
② 生食用かき採取海域海水等の検査	93
③ 対EU輸出ホタテガイモニタリング検査	94
④ ナチュラルチーズのリステリア菌検査	95
⑤ 食品中のアレルギー物質検査	95
6 違反・不適事項に対する措置	96
(1) 違反食品等の措置（道立保健所）	98
(2) 表示違反に対する措置	106
(3) 苦情処理	108
7 食品衛生検査の精度管理	112
8 へい死等鯨類の適正措置	112
9 食品等事業者による自主衛生管理の推進	112
10 製菓衛生師試験の実施及び免許証の交付状況	113
11 道民への情報提供及び意見交換（リスクコミュニケーション）の推進	114
12 食中毒の発生状況	115
(1) 全国の食中毒発生状況との比較	115
(2) 北海道におけるボツリヌス菌（E型）による食中毒の発生状況	116
(3) 北海道におけるフグの食中毒発生状況	117
(4) 食中毒発生状況	118
① 平成30年食中毒発生状況	118
② 月別食中毒発生状況	120
③ 原因食品別食中毒発生状況	121
④ 病因物質別食中毒発生状況	123
⑤ 原因施設別食中毒発生状況	125

(5) 食中毒発生詳報（抄）	127
(6) 食中毒警報発令事業	130
① 食中毒警報発令の実施方法	130
② 平成30年食中毒警報発令状況	131
第7 食肉・食鳥肉衛生関係	
1 と畜場の近代化整備と道産食肉の衛生管理の推進	134
(1) と畜検査頭数	134
(2) と畜場の近代化整備	134
(3) と畜場の衛生管理	134
2 BSEスクリーニング検査	143
3 めん羊・山羊のTSEスクリーニング検査	144
4 食鳥検査	145
5 と畜検査・食鳥検査体制の強化	150
第8 狂犬病予防関係	152
第9 エキノコックス症媒介動物関係	161
第10 死亡獣畜処理関係	169
第11 参考資料	
1 北海道生活衛生適正化審議会条例	173
2 北海道公衆浴場入浴料金審議会条例	174
3 北海道エキノコックス症対策協議会条例	176
4 北海道エキノコックス症対策協議会媒介動物対策専門部会設置要綱	178
5 関係団体一覧	179

第 1 概 況

1 食品衛生・生活衛生行政の沿革

昭和22年に本道の衛生行政分野を担当する組織として衛生部が発足した。発足当初は医務課、予防課、防疫課、公衆衛生課、薬務課の5課体制だったが、同24年7月に防疫課、公衆衛生課を廃止し保健指導課、環境衛生課が新設され、ここに当課の前身としての体制が確立した。

その後、水道・廃棄物等の行政強化を図る必要から衛生施設班及び専任の主任技師の設置、さらには食品・乳肉の衛生対策を担当する食品乳肉衛生監の設置などを経て、昭和46年8月には環境衛生課を食品衛生課と衛生施設課の2課に分け体制の強化を図った。

食品衛生課は、当初は5係（管理係・食品衛生係・乳肉衛生係・食品化学係・と畜検査係）であったが、昭和48年4月に営業指導係を新設し、同50年8月にはと畜検査係を食肉検査係に改称したほか、同53年8月には営業指導係担当主幹を設置した。

昭和63年の機構改革で保健環境部が設置された。当課については、食品乳肉衛生監及び営業指導係担当主幹を廃止し、新たに参事・課長補佐を設置するとともに、食品化学係を食品科学係に改称した。その後、平成2年に主査（食鳥検査）を、同7年には北海道総合食品保健計画（同6年策定）の円滑な推進のため主査（食品計画）を設置した。

平成9年の機構改革で保健福祉部が設置された。当課については、主査（食鳥検査）と主査（食品計画）を統合して主査（食鳥・計画）を設置するとともに、GLP導入により食品衛生検査施設に係る信頼性確保部門を担当する主査（精度管理）を設置した。

平成12年には、乳肉衛生係と食品科学係を統合し安全推進係を設置するとともに、主査（食鳥・計画）については、食鳥検査業務を食肉検査係の所管としたことにより主査（計画推進）と改めた。また、食品・生活衛生に係る情報収集・提供等を行う主査（食品情報）を新設し、これにより、5係（企画調整・食品衛生・安全推進・食肉検査・営業指導）、3主査（計画推進・精度管理・食品情報）体制となった。

平成15年の機構改革で本庁にグループ制が導入され、当課は5係体制から生活衛生グループ（主幹、3主査（総括、営業指導、食品情報）、食品安全グループ（主幹、3主査（食品衛生、安全推進、計画推進）、食肉検査グループ（主幹、2主査（食肉検査、精度管理））の3グループ体制となった。また、同18年には本庁に局制が導入され、保健福祉部保健医療局食品衛生課となった。

平成21年度の機構改革で食品衛生課は地域保健事業や感染症対策等の業務を所管する健康推進課及び医務薬務課の温泉指導業務と統合され、保健福祉部保健医療局健康安全室となった。これに伴い、それまで食品衛生課が担ってきた業務は、参事（食品衛生）の下、生活衛生グループ（主幹、3主査（食品情報、営業指導、温泉指導）、食品安全グループ（2主幹、5主査（食品衛生、安全推進、計画推進、食肉検査、精度管理））の2グループ体制となった。

平成22年度の機構改革で保健医療局健康安全室が健康安全局となった。また、環境生活部から特定建築物衛生関係業務、墓地・埋葬等関係業務及び胞衣産わい関係業務が移管されたことにより、生活衛生グループの主査（温泉指導）を廃止し主査（環境指導）を新設した。

平成24年度の機構改革で健康安全局が改編され、保険衛生担当局長の下に食品衛生課が設置され、食品安全グループ（2主幹、5主査（総括、安全推進、計画推進、食肉検査、精度管理）、生活衛生グループ（主幹、3主査（食品情報、営業指導、環境指導））の2グループ体制で引き続き行うこととなった。

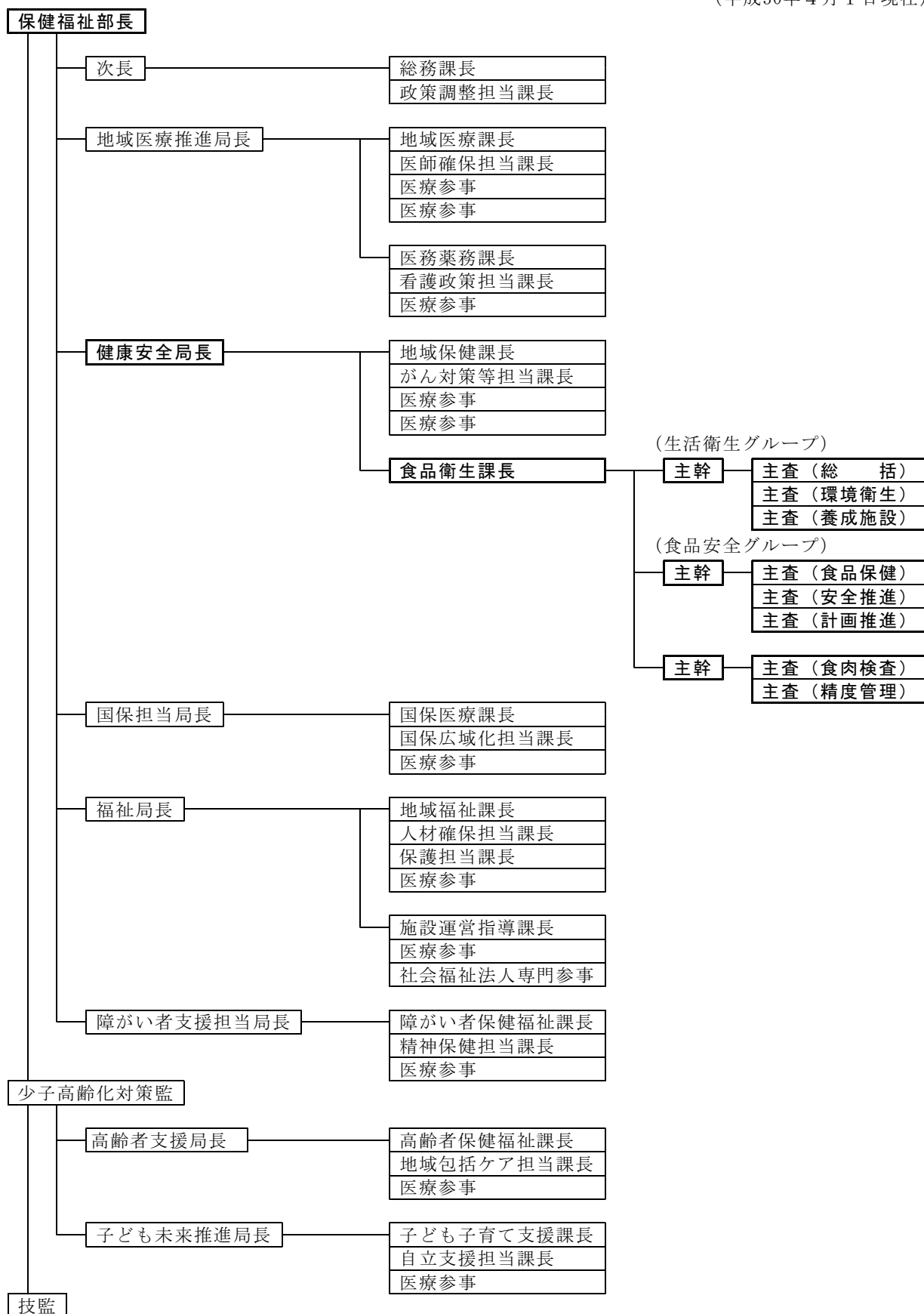
平成26年度の機構改革で代表グループを生活衛生グループとするとともに、課の業務再編により、生活衛生グループを2主査（総括、環境衛生）体制としたほか、食品安全グループの主査（総括）を廃止し主査（食品保健）を設置した。

平成27年度の機構改革で、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第4次一括法）」の施行に伴い国から移譲される理容師養成施設等の指定等に関する業務を担当する主査（養成施設）を設置した。

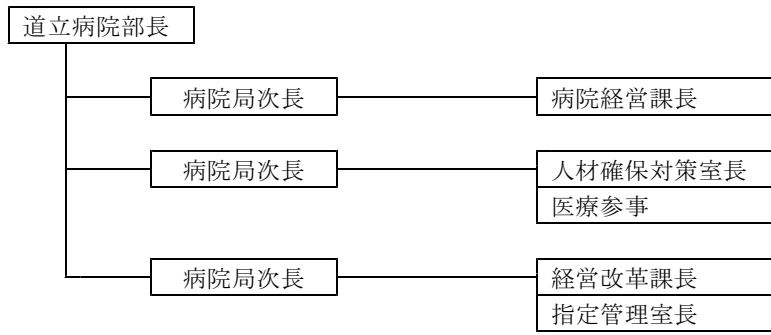
年月	内 容
昭和24年 7月	○環境衛生課を新設 (総務・食品衛生・乳肉衛生・営業・清掃・衛生施設の6係)
昭和29年 4月	○環境衛生課に衛生施設班を設置 ○衛生施設係を水道係・水質衛生係に分割 (衛生施設班は、水道・清掃・水質衛生の3係)
昭和36年 4月	○課次長制・班制の廃止と課長補佐制の新設に伴い、衛生施設班廃止 ○清掃係を環境整備係に改称
昭和41年 4月	○水道・環境整備・水質衛生担当の主任技師を新設
昭和42年 5月	○水質衛生係を衛生公害係に改称
昭和44年 4月	○部に食品乳肉衛生監を設置
昭和46年 8月	○環境衛生課を廃止し、食品衛生課・衛生施設課を新設 (食品衛生課は、管理・食品衛生・乳肉衛生・食品化学・と畜検査の5係)
昭和48年 4月	○営業指導係を新設
昭和50年 8月	○と畜検査係を食肉検査係に改称
昭和53年 8月	○主任技師を廃止し、営業指導担当主幹を新設
昭和63年 4月	○食品乳肉衛生監・営業指導担当主幹を廃止し、参事・補佐を新設 ○食品化学係を食品科学係に改称
平成2年 6月	○主幹を新設
平成2年 7月	○主査(食鳥検査)を新設
平成4年 4月	○主幹を廃止
平成7年 6月	○主査(食品計画)を新設
平成9年 6月	○管理係を企画調整係に改称 ○主査(食鳥検査)及び主査(食品計画)を統合し、主査(食鳥・計画)を設置 ○主査(精度管理)を新設
平成12年 4月	○乳肉衛生係及び食品科学係を統合し、安全推進係を設置 ○主査(食鳥・計画)を廃止し、主査(計画推進)を設置 ○主査(食品情報)を新設
平成15年 6月	○グループ制を導入(補佐・係長を廃止し、主幹・主査を設置) ・生活衛生グループ：主幹、主査(総括、営業指導、食品情報) ・食品安全グループ：主幹、主査(食品衛生、安全推進、計画推進) ・食肉検査グループ：主幹、主査(食肉検査、精度管理)
平成21年 4月	○食品衛生課を健康推進課等と統合し、健康安全室を新設 ○食品衛生担当の参事を設置 ○生活衛生グループの主査(総括)を廃止し、主査(温泉指導)を設置 ○食肉検査グループを廃止し、食品安全グループに食肉担当の主幹、主査(食肉検査)、主査(精度管理)を設置
平成22年 4月	○健康安全室を改編し、健康安全局を設置 ○参事(食品衛生)を設置 ○業務統合に伴い、主査(温泉指導)を廃止し、主査(環境指導)を設置
平成24年 4月	○健康安全局を改編し、食品衛生課を設置 ・食品安全G：主幹、主査(総括、安全推進、計画推進) 主幹(サブリーダー)、主査(食肉検査、精度管理) ・生活衛生G：主幹、主査(食品情報、営業指導、環境指導)
平成26年 4月	○代表グループを生活衛生グループに移行 ・生活衛生G：主幹、主査(総括、環境衛生) ・食品安全G：主幹、主査(食品保健、安全推進、計画推進) 主幹(サブリーダー)、主査(食肉検査、精度管理)
平成27年 4月	○主査(養成施設)を設置 ・生活衛生G：主幹、主査(総括、環境衛生、養成施設) ・食品安全G：主幹、主査(食品保健、安全推進、計画推進) 主幹(サブリーダー)、主査(食肉検査、精度管理)

2 食品衛生課の行政組織機構図

(平成30年4月1日現在)



道立病院局



3 食品衛生課事務分掌

(平成30年4月1日現在)

〔生活衛生グループ〕

- (1) 健康安全局内の連絡調整に関する事
- (2) 表彰等に関する事
- (3) 公文書の開示請求に関する事
- (4) 生活衛生営業指導センター及び生活衛生同業組合連合会に関する事
- (5) 生活衛生同業組合に関する事
- (6) 生活衛生適正化審議会に関する事
- (7) 日本政策金融公庫の融資（委託業務）に関する事
- (8) 生活衛生営業経営特別相談員に関する事
- (9) 生活衛生に係る調査統計に関する事
- (10) 公衆浴場に関する事
- (11) 公衆浴場入浴料金審議会及び公衆浴場問題協議会に関する事
- (12) 公衆浴場基本調査及び公衆浴場経営実態調査に関する事
- (13) 公衆浴場経営安定対策事業に関する事
- (14) 公衆浴場確保対策事業に関する事
- (15) 公衆浴場利用促進事業に関する事
- (16) 公衆浴場設備整備事業に関する事
- (17) クリーニング師の試験及び免許に関する事
- (18) クリーニング師の研修及び従事者の講習に関する事
- (19) クリーニング業に関する事
- (20) 旅館業に関する事
- (21) 理容師及び美容師に関する事
- (22) 興行場に関する事
- (23) 生活衛生営業施設に係る監視指導事務に関する事
- (24) 温泉指導に係る施策の企画・調整に関する事
- (25) 温泉指導業務に係る予算経理に関する事
- (26) 温泉関係団体の指導育成に関する事
- (27) 特定温泉地の実態調査等に関する事
- (28) 温泉の保護対策等に関する事
- (29) 温泉の許可・届出等に関する事
- (30) 北海道環境審議会温泉部会に関する事（他部の所管に属することを除く）
- (31) 建築物の衛生及びそ族昆虫対策に関する事
- (32) 墓地、埋葬等に関する事
- (33) 胞衣産わいに関する事
- (34) 養成施設の指定及び指導調査等に関する事
- (35) 食品衛生管理者、食鳥処理衛生管理者資格取得講習の登録に関する事

〔食品安全グループ〕

- (1) 食品衛生に係る施策の企画・調整に関する事
- (2) 食品衛生監視指導計画に関する事
- (3) 食品衛生に係る庶務及び予算経理に関する事
- (4) 食品等の規格基準に関する事
- (5) 食品関係施設の監視指導に関する事
- (6) 食品関係営業に関する事
- (7) 違反（不良）食品等に関する事
- (8) 食品衛生関係業務報告等に関する事
- (9) 食品衛生監視員等の研修に関する事

- (10) 食品関係団体の指導に関する事
- (11) 食中毒の処理に関する事
- (12) 食品中の微生物衛生に関する事
- (13) 製菓衛生師に関する事
- (14) 消費者の啓発指導に関する事
- (15) 食品衛生に関する道民からの通報等に関する事
- (16) 食品の表示に関する事
- (17) 食品等の衛生水準の向上に係る施策の企画・調整に関する事
- (18) 食品の衛生検査に関する事
- (19) 食品に残留する農薬及び動物用医薬品等に関する事
- (20) 添加物の衛生に関する事
- (21) 食品中の環境汚染物質等に関する事
- (22) 器具及び容器包装、おもちゃ並びに洗浄剤の衛生に関する事
- (23) 保健機能食品に関する事
- (24) バイオテクノロジー応用食品に関する事
- (25) 総合衛生管理製造過程に関する事
- (26) 対米・対EUその他輸出食品の安全に関する事
- (27) 貝毒に関する事
- (28) 「北海道食の安全・安心基本計画」の推進に関する事
- (29) HACCPの普及など食品関係事業者による自主衛生管理の推進に関する事
- (30) 生活衛生監視指導班の監視指導に関する事
- (31) 食品の安全性確保に係る関係機関・団体等との連絡・調整に関する事
- (32) 食肉・食鳥肉の衛生に係る企画調整に関する事
- (33) 公衆衛生獣医師確保対策に関する事
- (34) と畜場に関する事
- (35) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する事
- (36) 牛海綿状脳症対策に関する事
- (37) と畜検査・食鳥検査に関する事
- (38) と畜場・食鳥処理場の監視指導に関する事
- (39) と畜検査・食鳥検査機能の強化に関する事
- (40) と畜検査員・食鳥検査員の研修に関する事
- (41) 食肉衛生検査所に関する事
- (42) 化製場等に関する事
- (43) 化製場等施設の監視指導に関する事
- (44) 化製場等に関する法律第9条の指定区域に関する事
- (45) 狂犬病予防に関する事
- (46) エキノコックス症媒介動物対策に関する事
- (47) 食肉関係団体の指導に関する事
- (48) 食肉検査等に係る庶務及び予算経理に関する事
- (49) 食肉検査等に係る月報その他の調査統計に関する事
- (50) 食品衛生検査施設における検査等の精度管理に関する事
- (51) 食品衛生検査施設における検査等のうち、規格基準のないものの業務管理に関する事

4 保健所、食肉衛生検査所の変遷と現況

- (1) 本道の保健所は、昭和13年開設の旭川保健所に始まり、同19年、当時の北海道庁立健康保健相談所、簡易保険相談所等官公営保健指導施設を保健所に統合し、それまで5か所あった保健所を22か所とした。これが現在の本道における保健所網の根幹をなしているものである。その後、同22年に保健所法が全面改正され、従来警察行政の一環として行われてきた衛生行政は保健所が第一線機関として行うことになり、その数も道立45か所（このほかに支所1か所）、政令市11か所（札幌市9か所、小樽市及び函館市各1か所）の計56か所となった。
平成10年4月の道立保健所の再編整備や同12年4月の旭川市の中核市移行などにより、道立保健所26か所（支所21か所）、政令市4か所（札幌市、小樽市、函館市、旭川市各1か所）、計30か所となる。さらに、支所機能の見直しにより同13年4月から道立保健所の支所は14か所（7か所廃止）となる。
- (2) 食肉衛生検査所は、昭和50年代以降、と畜場の整備近代化・大型化に併せて同52年開設の江別及び東藻琴食肉検査事務所に始まり、平成5年4月までに旭川、帯広、早来、天塩、八雲食肉検査事務所の7か所が設置され、同10年4月からは食肉衛生検査所として整備された。
平成9年3月の機構改正により留萌保健所天塩食肉検査所が同保健所天塩支所ウブシ駐在所となり、同12年4月には旭川食肉衛生検査所を中核市に移行した旭川市に移管した。その後、と畜場の統廃合により同14年3月には江別食肉衛生検査所が、同15年4月にはウブシ駐在所が廃止された。
平成24年4月に岩見沢食肉衛生検査所、同27年5月に日高食肉衛生検査所、同年6月に富良野食肉衛生検査所が設置され、北海道においては、7か所の道立食肉衛生検査所並びに道立保健所の食肉検査課（1か所）及び生活衛生課（4か所）、市立函館保健所食肉検査所及び旭川市食肉衛生検査所で食肉・食鳥検査を実施している。
- (3) 平成16年4月、それまで道立保健所が行ってきた保健医療行政と、支庁社会福祉課・児童相談所が行ってきた福祉行政を地域で一体的に進めサービスの向上を図るため、各支庁に「保健福祉事務所」を新たに設置した。保健福祉事務所では、それまでの保健所業務を保健福祉部又は地域保健部が、児童相談所業務を児童相談部が所管することとなった。
保健所の出先機関として位置付けられていた「食肉衛生検査所」は、保健福祉事務所の出先機関として位置付けられた。
- (4) 平成22年4月の「北海道総合振興局及び振興局の設置に関する条例」施行にあわせ保健福祉事務所が廃止され、総合振興局（振興局）の保健環境部保健福祉室（地域保健室）に再編され、併せて食肉衛生検査所は総合振興局（振興局）の出先機関となった。同24年4月からは、保健環境部の再編により保健福祉室（地域保健室）が行ってきた福祉部門と保健医療部門を分割し、「保健医療」部門を新たに保健行政室（地域保健室）が所管することとなった。

5 保健所及び食肉衛生検査所設置状況

(平成30年4月1日現在)

(北海道立保健所及び支所)

(道立保健所は各総合振興局(振興局)保健環境部保健行政室(地域保健室)に併置)

組 織 名	保健所名	所 在 地	電 話 番 号	所 管 区 域	
			FAX 番 号		
空知総合振興局	保健行政室	岩見沢保健所	〒068-8558	0126-20-0100	夕張市、岩見沢市、美唄市、三笠市、南幌町、由仁町、長沼町、栗山町、月形町
			岩見沢市8条西5丁目空知合同庁舎	0126-22-2514	
	由仁地域保健支所	由仁支所	〒069-1204	0123-83-2221	[夕張市、南幌町、由仁町、長沼町、栗山町]
	夕張郡由仁町新光195番地	0123-83-3866			
	滝川地域保健室	滝川保健所	〒073-0023	0125-24-6201	芦別市、赤平市、滝川市、砂川市、歌志内市、奈井江町、上砂川町、浦白町、新十津川町、雨竜町
	滝川市緑町2丁目3-31	0125-23-5583			
深川地域保健室	深川保健所	〒074-0002	0164-22-1421	深川市、妹背牛町、秩父別町、北竜町、沼田町	
深川市2条18番6号	0164-22-1479				
石狩振興局	保健行政室	江別保健所	〒069-0811	011-383-2111	江別市、石狩市、当別町、新篠津村
	江別市錦町4番地1	011-383-2185			
	石狩地域保健支所	石狩支所	〒061-3217	0133-74-1142	[石狩市]
石狩市花川北7条1丁目14番地1	0133-74-1147				
千歳地域保健室	千歳保健所	〒066-8666	0123-23-3175	千歳市、恵庭市、北広島市	
千歳市東雲4丁目2番地	0123-23-3177				
後志総合振興局	保健行政室	倶知安保健所	〒044-8588	0136-23-1914	島牧村、寿都町、黒松内町、蘭越町、ニセコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町、倶知安町、積丹町、古平町、仁木町、余市町、赤井川村
	虻田郡倶知安町北1条東2丁目後志合同庁舎	0136-22-5875			
	余市地域保健支所	余市支所	〒046-0015	0135-23-3104	[積丹町、古平町、仁木町、余市町、赤井川村]
	余市郡余市町朝日町12番地	0135-23-3614			
岩内地域保健室	岩内保健所	〒045-0022	0135-62-1537	共和町、岩内町、泊村、神恵内村	
岩内郡岩内町字清住252-1	0135-63-0898				
胆振総合振興局	保健行政室	室蘭保健所	〒051-8555	0143-24-9833	室蘭市、登別市、伊達市、豊浦町、壮瞥町、洞爺湖町
	室蘭市海岸町1丁目4番1号むろらん広域センタービル内	0143-23-1446			
	苫小牧地域保健室	苫小牧保健所	〒053-0021	0144-34-4168	苫小牧市、白老町、厚真町、安平町、むかわ町
苫小牧市若草町2丁目2番21号	0144-34-4177				

組 織 名		保健所名	所 在 地	電 話 番 号 FAX 番 号	所 管 区 域
日高振興局	保健環境部	保健行政室	浦河保健所 浦河郡浦河町東町ちのみ3丁目1番8号	〒057-0007 0146-22-3071 0146-22-1447	浦河町、様似町、えりも町
		静内地域保健室	静内保健所 日高郡新ひだか町静内こうせい町2丁目8番1号	〒056-0005 0146-42-0251 0146-42-7202	日高町、平取町、新冠町、新ひだか町
渡島総合振興局	保健環境部	保健行政室	渡島保健所 函館市美原4丁目6番16号 渡島合同庁舎	〒041-8558 0138-47-9524 0138-47-9219	北斗市、松前町、福島町、知内町、木古内町、七飯町、鹿部町、森町
		木古内地域保健支所	木古内支所 上磯郡木古内町字木古内214番地5号	〒049-0431 01392-2-2068 01392-2-5653	[松前町、福島町、知内町、木古内町]
		森地域保健支所	森支所 茅部郡森町字上台町330番地	〒049-2311 0137-42-2323 0137-42-3497	[鹿部町、森町]
		八雲地域保健室	八雲保健所 二世郡八雲町末広町120番地	〒049-3112 0137-63-2168 0137-63-2169	八雲町、長万部町、今金町、せたな町
		今金地域保健支所	今金支所 瀬棚郡今金町字今金107-2	〒049-4308 0137-82-0251 0137-82-0534	[今金町、せたな町]
		江差保健所	江差保健所 檜山郡江差町本町63番地	〒043-0043 0139-52-1053 0139-52-1074	江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、奥尻町
上川総合振興局	保健環境部	保健行政室	上川保健所 旭川市永山6条19丁目1番1号 上川合同庁舎	〒079-8610 0166-46-5979 0166-46-5262	幌加内町、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町、美瑛町
		名寄地域保健室	名寄保健所 名寄市東5条南3丁目63番地38	〒096-0005 01654-3-3121 01654-3-3224	士別市、名寄市、和寒町、剣淵町、下川町、美深町、音威子府村、中川町
		富良野地域保健室	富良野保健所 富良野市末広町2番10号	〒076-0011 0167-23-3161 0167-23-3163	富良野市、上富良野町、中富良野町、南富良野町、占冠村

組 織 名		保健所名	所 在 地	電 話 番 号	所 管 区 域	
				FAX 番 号		
留 萌 振 興 局	保 健 環 境 部	保健行政室	留萌保健所	〒077-8585 留萌市住之江町2丁目1-2 留萌合同庁舎	0164-42-8310 0164-42-8216	留萌市、増毛町、小平町、苫前町、羽幌町、初山別村、遠別町、天塩町
		天塩地域保健支所	天塩支所	〒098-3396 天塩郡天塩町新栄通9丁目 天塩合同庁舎	01632-2-1179 01632-2-1918	[遠別町、天塩町]
宗 谷 総 合 振 興 局	保 健 環 境 部	保健行政室	稚内保健所	〒097-8558 稚内市末広4丁目2-27 宗谷合同庁舎	0162-33-2538 0162-32-2253	稚内市、幌延町、猿払村、浜頓別町、中頓別町、枝幸町、豊富町、礼文町、利尻町、利尻富士町
		浜頓別地域保健支所	浜頓別支所	〒098-5704 枝幸郡浜頓別町中央北3番地 浜頓別合同庁舎	01634-2-0190 01634-2-0191	[浜頓別町、中頓別町、枝幸町]
		利尻地域保健支所	利尻支所	〒097-0401 利尻郡利尻町沓形字日の出町13-1	0163-84-2247 0163-84-2246	[礼文町、利尻町、利尻富士町]
オ ホ ー ツ ク 総 合 振 興 局	保 健 環 境 部	保健行政室	網走保健所	〒093-8585 網走市北7条西3丁目 オホーツク合同庁舎	0152-41-0683 0152-44-4879	網走市、斜里町、清里町、小清水町、大空町
		北見地域保健室	北見保健所	〒090-8518 北見市青葉町6番6号	0157-24-4171 0157-24-4199	北見市、美幌町、津別町、訓子府町、置戸町
		紋別地域保健室	紋別保健所	〒094-8642 紋別市南が丘町1丁目6番地	0158-23-3108 0158-23-1009	紋別市、佐呂間町、遠軽町、湧別町、滝上町、興部町、西興部村、雄武町
		遠軽地域保健支所	遠軽支所	〒099-0404 紋別郡遠軽町大通北5丁目1-27 オホーツク総合振興局遠軽合同庁舎	0158-42-3108 0158-42-6875	[佐呂間町、遠軽町、湧別町]
十 勝 総 合 振 興 局	保 健 環 境 部	保健行政室	帯広保健所	〒080-8588 帯広市東3条南3丁目1番地 十勝合同庁舎	0155-27-8634 0155-25-0864	帯広市、音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、大樹町、広尾町、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町
		新得地域保健支所	新得支所	〒081-0013 上川郡新得町3条南6丁目	0156-64-5104 0156-64-6041	[鹿追町、新得町、清水町]
		広尾地域保健支所	広尾支所	〒089-2622 広尾郡広尾町公園通南4丁目	01558-2-2191 01558-2-3253	[大樹町、広尾町]
		本別地域保健支所	本別支所	〒089-3334 中川郡本別町北1丁目4番39号	0156-22-2108 0156-22-2352	[本別町、足寄町、陸別町]

組 織 名		保健所名	所 在 地	電 話 番 号 FAX 番 号	所 管 区 域
釧路総合振興局	保健環境部	保健行政室	釧路保健所 〒085-0826 釧路市城山2丁目4番22号	0154-65-5811 0154-65-5352	釧路市、釧路町、厚岸町、浜中町、標茶町、弟子屈町、鶴居村、白糠町
		標茶地域保健支所	標茶支所 〒088-2313 川上郡標茶町常盤8丁目1番地	015-485-2155 015-485-2156	[標茶町、弟子屈町]
根室振興局	保健環境部	保健行政室	根室保健所 〒087-0009 根室市弥栄町2丁目1番地	0153-23-5161 0153-24-0343	根室市
		中標津地域保健室	中標津保健所 〒086-1001 標津郡中標津町東1条南6丁目1番地3	0153-72-2168 0153-72-6894	別海町、中標津町、標津町、羅臼町

(道立食肉衛生検査所)

食肉衛生検査所名	所 在 地	電 話 番 号 FAX 番 号	所 管 区 域
岩見沢食肉衛生検査所	〒069-0362 岩見沢市上幌向南1条1丁目1210-2	0126-24-8360 0126-24-8361	夕張市、岩見沢市、美唄市、三笠市、南幌町、由仁町、長沼町、栗山町、月形町
早来食肉衛生検査所	〒059-1433 勇払郡安平町遠浅695番地	0145-22-3931 0145-22-3936	苫小牧市、白老町、厚真町、安平町、むかわ町
日高食肉衛生検査所	〒059-2418 新冠郡新冠町字西泊津77番5号	0146-47-4300 0146-47-4700	日高町、平取町、新冠町、新ひだか町
八雲食肉衛生検査所	〒049-3123 二世郡八雲町立岩356番地	0137-63-2480 0137-63-2490	鹿部町、森町、八雲町、長万部町、今金町、せたな町
富良野食肉衛生検査所	〒071-0565 空知郡上富良野町丘町4丁目	0167-45-3066 0167-45-3188	富良野市、上富良野町、中富良野町、南富良野町、占冠村
東藻琴食肉衛生検査所	〒099-3231 網走郡大空町東藻琴千草72-1	0152-66-2001 0152-66-3576	網走市、斜里町、清里町、小清水町、大空町
帯広食肉衛生検査所	〒080-2465 帯広市西25条北2丁目1-1	0155-37-5168 0155-37-5624	帯広市、音更町、土幌町、上土幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、大樹町、広尾町、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町

(政令市保健所・食肉衛生検査所)

保 健 所 名	所 在 地	電話番号	所 管 区 域	
		FAX 番号		
札幌市保健所	〒060-0042 札幌市中央区大通西19丁目 WEST19 3階	011-622-5170 011-622-5177	札幌市	
	広域食品監視センター	〒060-0012 札幌市中央区北12条西20丁目2-2 札幌市中央卸売市場青果棟3階		011-641-0635 011-644-3553
	中央区衛生担当 (中央区健康・子ども課)	〒060-0063 札幌市中央区南3条西11丁目 中央保健センター内		011-511-7227 011-511-8499
	北区衛生担当 (北区健康・子ども課)	〒001-0025 札幌市北区北25条西6丁目1-1 北保健センター内		011-757-1183 011-757-1187
	西区衛生担当 (西区健康・子ども課)	〒063-0812 札幌市西区琴似2条7丁目1-20 西保健センター内		011-621-4247 011-641-0392
	東区衛生担当 (東区健康・子ども課)	〒065-0010 札幌市東区北10条東7丁目 東保健センター内		011-711-3213 011-711-3217
	白石区衛生担当 (白石区健康・子ども課)	〒003-8612 札幌市白石区南郷通1丁目南8-1 白石保健センター内		011-862-1883 011-864-2050
	厚別区衛生担当 (厚別区健康・子ども課)	〒004-8612 札幌市厚別区厚別中央1条5丁目3-2 厚別保健センター内		011-895-5921 011-895-5922
	豊平区衛生担当 (豊平区健康・子ども課)	〒062-8612 札幌市豊平区平岸6条10丁目1-1 豊平保健センター内		011-822-2478 011-822-4111
	南区衛生担当 (南区健康・子ども課)	〒005-0014 札幌市南区真駒内幸町1丁目3-2 南保健センター内		011-581-5213 011-582-4564
	清田区衛生担当 (清田区健康・子ども課)	〒004-8613 札幌市清田区平岡1条1丁目2-1 清田保健センター内		011-889-2408 011-889-2405
手稲区衛生担当 (手稲区健康・子ども課)	〒006-8612 札幌市手稲区前田1条11丁目 手稲保健センター内	011-681-1211 011-681-1723		
旭川市保健所 (衛生検査課)	〒070-8525 旭川市7条通10丁目 第三庁舎保健所棟	0166-25-5324 0166-26-8201	旭川市	
旭川市食肉衛生検査所	〒071-8156 旭川市東鷹栖6線12号	0166-57-5710 0166-57-1829		
小樽市保健所	〒047-0033 小樽市富岡1丁目5番12号	0134-22-3117 0134-22-1469	小樽市	
市立函館保健所	〒040-0001 函館市五稜郭町23番1号 函館市総合保健センター内	0138-32-1512 0138-32-1505	函館市	
	食肉検査所	〒041-0824 函館市西桔梗町555-5		0138-49-0203 0138-49-0203

第 2 生活衛生営業関係

1 生活衛生監視・指導

保健所では、営業施設の衛生水準の向上を図るための監視・指導を実施しており、平成30年度の監視率は、政令市を含めて19.9%（監視施設数 5,432／総施設数 27,265）となっています。

なお、入浴施設を原因とするレジオネラ症の発生の未然防止や事業者の自主衛生管理の徹底を図るため、公衆浴場及び旅館業の入浴施設に対する重点監視を行っています。

表2-1-1 公衆浴場

(件)

区分 年度	施設数	普通浴場						福利厚生浴場		その他の浴場		監視率 (%)	許可 件数	廃止 件数
		施設数	再 掲				監視 指導数	施設数	監視 指導数	施設数	監視 指導数			
			民営	利用	公公	公民								
平成26年度	1,432	326	268	0	48	10	276	155	31	951	582	62.1	31	62
平成27年度	1,394	306	252	0	46	8	271	154	47	934	550	62.3	27	66
平成28年度	1,380	296	244	0	44	8	267	153	29	931	522	59.3	35	48
平成29年度	1,346	284	231	0	44	9	268	151	58	911	520	62.9	43	79
平成30年度	1,320	270	223	0	41	6	185	148	48	902	437	50.8	29	55

利用：施設が組合所有又は借屋で運営が利用組合のもの

公公：施設の所有及び運営が市町村等であるもの

公民：施設が市町村所有で運営が民間のもの

表2-1-2 旅館

(件)

区分 年度	施設 総数	ホテル営業		旅館営業		簡易宿所営業		下宿営業		監視 率 (%)	許可 件数	廃止 件数
		施設数	監視 指導数	施設数	監視 指導数	施設数	監視 指導数	施設数	監視 指導数			
平成26年度	4,955	689	436	2,391	911	1,720	290	155	15	33.3	176	187
平成27年度	4,864	679	465	2,285	991	1,770	413	130	25	38.9	216	303
平成28年度	4,958	695	439	2,241	815	1,894	359	128	13	32.8	260	166
平成29年度	5,029	702	411	2,195	778	2,007	434	125	11	32.5	305	231
平成30年度	5,166	旅館・ホテル営業				2,178	512	120	21	31.1	397	260
		2,868	1,074									

表2-1-3 興行場

(件)

区分 年度	施設 総数	常設興行場		仮設興行場		臨時興行場		監視 率 (%)	許可 件数	廃止 件数
		施設数	監視 指導数	施設数	監視 指導数	施設数	監視 指導数			
平成26年度	202	187	55	15	14	0	0	34.2	4	9
平成27年度	192	179	29	13	11	0	0	20.8	3	11
平成28年度	199	177	22	19	20	3	3	22.6	2	4
平成29年度	190	173	24	16	18	1	1	22.6	3	7
平成30年度	187	173	32	14	14	0	0	24.6	4	5

常設興行場：臨時又は仮設以外のもの

仮設興行場：空地等に仮設し、その興行場がおおむね1ヵ月以内のもの

臨時興行場：既設の建物を使用し、その興行期間がおおむね1ヵ月以内のもの

表2-1-4 理容所

(件)

区分 年度	理 容 所							従 事 者 数	
	施 設 数	施 設 数		監 視 指 導 数	監 視 率 (%)	確 認 件 数	廃 止 件 数	理 容 師 (人)	理 容 師 以 外 (人)
		法第11条の4のもの	法第11条の4以外のもの						
平成26年度	6,817	3,173	3,644	1,030	15.1	151	210	11,458	1,413
平成27年度	6,668	3,258	3,410	1,182	17.7	120	255	11,433	1,097
平成28年度	6,498	3,170	3,328	1,188	18.3	114	243	11,209	1,070
平成29年度	6,497	3,130	3,367	617	9.5	134	195	11,125	1,042
平成30年度	6,358	3,019	3,339	724	11.4	104	234	10,925	1,088

法第11条の4のもの：管理理容師を置く理容所

表2-1-5 美容所

(件)

区分 年度	美 容 所							従 事 者 数	
	施 設 数	施 設 数		監 視 指 導 数	監 視 率 (%)	確 認 件 数	廃 止 件 数	美 容 師 (人)	美 容 師 以 外 (人)
		法第12条の3のもの	法第12条の3以外のもの						
平成26年度	10,432	4,539	5,893	1,856	17.8	455	354	19,511	2,316
平成27年度	10,444	4,576	5,868	2,049	19.6	467	451	19,763	2,076
平成28年度	10,525	4,521	6,004	1,906	18.1	469	394	19,987	1,987
平成29年度	10,651	4,553	6,098	1,355	12.7	481	352	20,286	1,950
平成30年度	10,651	4,369	6,282	1,382	13.0	466	464	20,574	1,877

法第12条の3のもの：管理美容師を置く美容所

表2-1-6 クリーニング所

(件)

区分 年度	ク リ ー ニ ン グ 所											従事者数		コイン オペレーション		
	施設 総数	洗濯物の処理		受取引渡し所		リネンサプライ		無店舗取次店		監視 率 (%)	確 認 (届 出) 件 数	廃 止 件 数	ク リ ー ニ ン グ 師 (人)	ク リ ー ニ ン グ 師 以 外 (人)	施 設 数	監 視 件 数
		施設数	監 視 指 導 数	施設数	監 視 指 導 数	施設数	監 視 指 導 数	施設数	監 視 指 導 数							
平成26年度	4,351	830	631	3,347	207	64	48	110	8	20.5	103	271	1,776	13,694	569	147
平成27年度	4,093	797	264	3,121	389	63	39	112	3	17.0	113	328	1,720	13,344	604	125
平成28年度	3,813	775	557	2,977	177	61	43	115	1	20.4	62	215	1,667	13,365	647	119
平成29年度	3,805	744	134	2,882	256	62	24	117	3	11.0	69	187	1,620	12,979	707	159
平成30年度	3,583	706	488	2,696	479	63	35	118	1	28.0	85	303	1,563	12,872	769	160

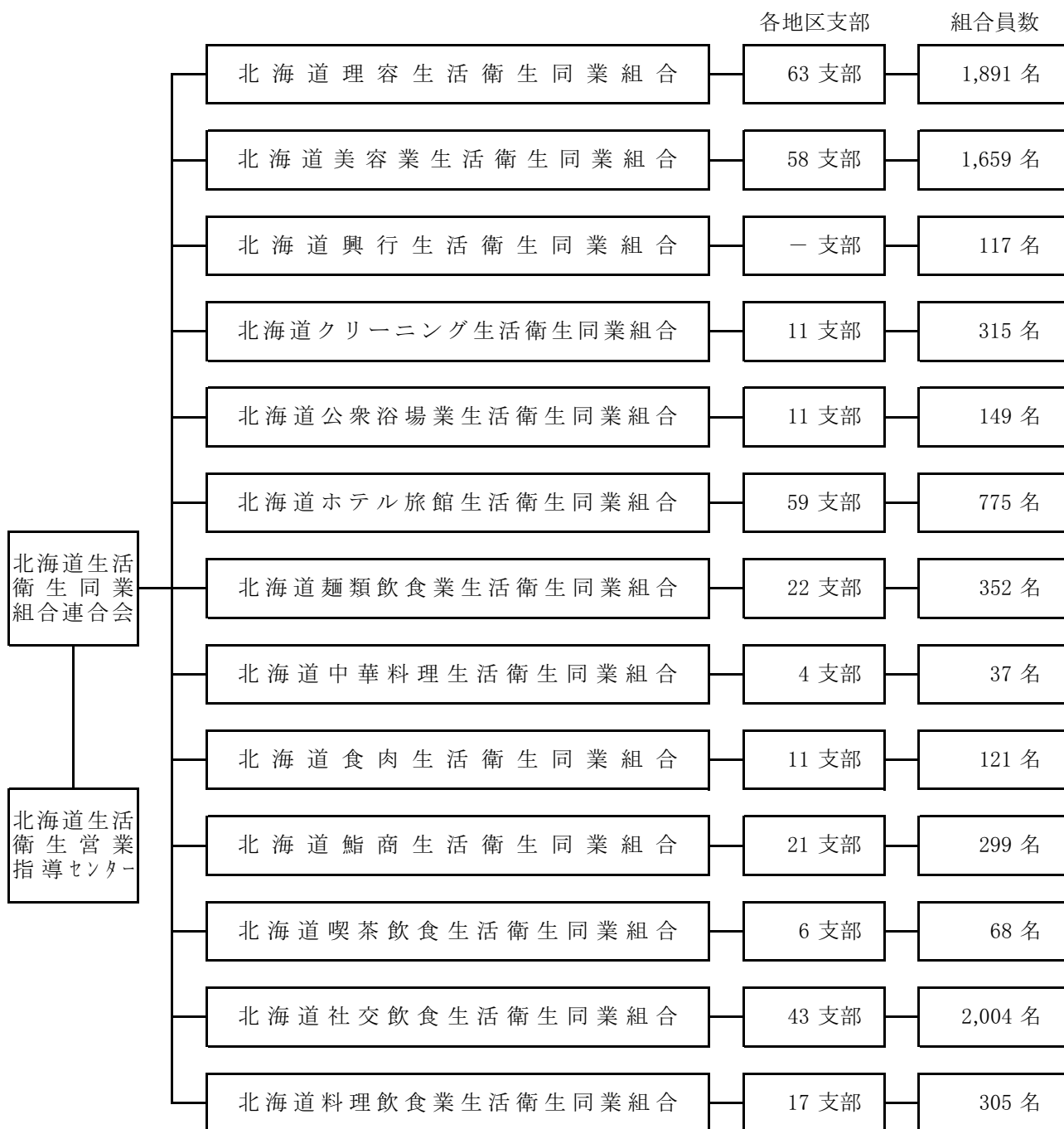
2 生活衛生関係営業者の育成

(1) 生活衛生同業組合の育成

生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律に基づいて認可されている本道の生活衛生同業組合は13業種となっており（図2-2-1）、営業者の自主的な活動として衛生水準の向上や経営安定のための指導・研修や近代化、合理化、省力化を図っています。

図2-2-1 生活衛生関係営業組織図

(平成30年8月1日現在)



(2) 公益財団法人北海道生活衛生営業指導センターに対する補助

生活衛生関係営業の健全な経営の育成指導と経営の近代化・合理化の促進及び衛生水準の向上を推進することにより、利用者又は消費者の利益擁護を図るため、公益財団法人北海道生活衛生営業指導センターに対し補助金を交付しています。

表2-2-1 公益財団法人北海道生活衛生営業指導センター補助金交付額の推移

(千円)

区分 \ 年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
国庫補助事業	21,200	20,988	20,986	20,986	20,986
道単独補助事業	900	810	809	809	809

(3) 日本政策金融公庫融資あっせん

道民の生活に密接な関係のある生活衛生関係営業の衛生水準の向上と設備の近代化を促進するため、生活衛生関係営業の全業種に対し日本政策金融公庫が行う設備改善等資金の融資に係る推薦事務を、公益財団法人北海道生活衛生営業指導センターに委託して行っています。

表2-2-2 日本政策金融公庫の業種別融資推薦状況

(各年度末現在)

区分	平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
	件	千円	件	千円	件	千円	件	千円	件	千円
公衆浴場	1	4,000	1	7,180	1	12,000	2	40,600	3	70,000
理容	3	15,600	4	23,180	4	51,000	2	16,000	2	15,000
美容	21	139,760	26	223,600	13	127,350	14	113,750	11	115,300
クリーニング	-	-	-	-	-	-	-	-	1	6,500
旅館	5	180,000	4	71,900	7	105,800	5	51,000	17	384,100
興行場	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
食肉	1	5,000	-	-	2	16,380	-	-	-	-
社交業	10	55,200	5	37,300	5	42,300	3	31,500	1	8,000
麺類飲食店	2	16,000	3	35,500	-	-	2	21,000	3	80,000
鮨商	1	6,000	2	14,860	2	20,600	2	30,000	1	11,000
喫茶店	10	74,680	10	82,220	4	30,000	6	80,530	3	38,700
料理飲食店	17	130,220	11	105,600	6	58,070	2	41,500	7	86,000
その他飲食店	40	364,920	35	282,270	15	175,340	15	152,700	21	211,800
氷雪販売	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中華料理	9	46,700	7	59,660	3	30,500	1	10,000	-	-
合計	120	1,038,080	108	943,270	62	669,340	54	588,580	70	1,026,400

(4) 公衆浴場対策事業

公衆浴場（普通浴場）は道民の日常生活に欠くことのできない施設であるにもかかわらず、著しく減少してきていることから、公衆浴場の経営の安定を図るための融資、確保すべき公衆浴場の維持運営費や元釜等の設備整備費に対する補助、入浴需要の喚起を図るための公衆浴場利用促進事業に対する補助等を行い、道民の利用の機会の確保を図っています。

① 公衆浴場経営安定資金融資状況

経営多角化促進資金・・・公衆浴場の経営多角化を図るための設備資金（昭和46年度創設）
 共同購入資金・・・燃料等の営業物資の共同購入のための資金（昭和46年度創設）

表2-2-3 公衆浴場経営安定資金新規融資状況

(千円)

区分	年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	融資条件	
							限度額	融資期間
経営多角化促進資金 (融資件数)		0 (0件)	0 (0件)	1,500 (1件)	0 (0件)	0 (0件)	1千万円/件	10年以内
共同購入資金 (融資件数)		50,000 (1件)	50,000 (1件)	50,000 (1件)	50,000 (1件)	50,000 (1件)	5千万円/件	6か月以内

② 公衆浴場関係補助事業の状況

経営安定対策事業・・・公衆浴場に対する経営相談等公衆浴場の経営安定化を図るための事業を実施する。（昭和46年度創設）

確保対策事業・・・経営困難な公衆浴場の廃業を防止し、地域住民の保健衛生上必要な浴場を確保する。（昭和49年度創設）

設備整備事業・・・公衆浴場の衛生水準の向上、省エネルギー対策の推進を図るため設備を改善整備する。（昭和51年度創設）

利用促進事業・・・入浴需要の喚起と福祉の充実を図るため、「敬老の日」に低廉な料金（65歳以上200円、12歳未満無料）で入浴できる事業及び「エコの日」に低廉な料金（大人200円、12歳未満無料）で入浴できる事業を実施する。（昭和48年度創設）

表2-2-4 公衆浴場関係補助事業状況(補助先:北海道公衆浴場業生活衛生同業組合)

(千円)

区分		年度					平成30年度補助事業の概要
		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
経営安定対策事業		2,280	2,166	2,165	2,165	2,165	経営安定対策事業等への補助
確保対策事業		5,366	4,866	4,991	5,191	4,374	基準入浴客の60%未満 基準額 400千円 補助率 1/2
設備整備事業 (対象延品目数)		6,341 (17品目)	6,065 (21品目)	6,571 (22品目)	6,575 (17品目)	5,190 (15品目)	・補助基準額 基準入浴客の100%未満 補助基準額の1/2 基準入浴客の100%~200%未満 補助基準額の1/6 ・対象品目 内釜、元釜、バーナー、温水器、温度調節器、ろ過器、廃油燃焼器、煙突、塩素滅菌器 補助対象経費の限度額 195万円 補助率 10/10以内
公衆浴場 利用促進 事業	敬老入浴事業 (対象施設数)	3,780 (210施設)	2,112 (192施設)	2,024 (184施設)	1,881 (171施設)	1,716 (156施設)	1施設1日当たり11,000円×1日間 補助率 10/10以内 (参考) H26までは、 1施設1日当たり18,000円×1日間
	家族エコ 銭湯事業 (対象施設数)	3,008 (188施設)	1,958 (178施設)	1,848 (168施設)	1,749 (159施設)	1,661 (151施設)	1施設1日当たり11,000円×1日間 補助率 10/10以内(平成23年度創設) (参考) H26までは、 1施設1日当たり16,000円×1日間

3 クリーニング師試験・免許

道では、クリーニング業法第7条第1項の規定に基づき、毎年クリーニング師試験を実施しています。また、クリーニング業法施行令第1条の規定に基づきクリーニング師の免許証を交付しています。

表2-3-1 クリーニング師試験受験者数及び合格者数推移

(人)

年度 区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
受験者数	70	84	82	97	74
合格者数	55	65	35	71	63

表2-3-2 クリーニング師免許証交付状況

(件)

年度 区分	新規	再交付	訂正	抹消	増減	年度末 交付数
平成26年度	49	8	1	1	48	6,359
平成27年度	54	3	1	0	54	6,413
平成28年度	26	3	0	3	23	6,436
平成29年度	64	1	2	0	64	6,500
平成30年度	57	5	2	1	56	6,556

4 公衆浴場(普通浴場)施設数及び入浴料金

自家風呂の普及に伴って1施設当たりの入浴客数が減少し、その経営が悪化してきていることから、公衆浴場(普通浴場)の施設は、年々減少しています。

これらの事態に対応する諸施策及び今後の公衆浴場のあり方について、北海道公衆浴場問題協議会(昭和46年11月設置)において随時検討を行っています。

表2-4-1 公衆浴場(普通浴場)施設数の推移

年度	施設数	前年度増減	増減内訳		1日平均 入浴客数 ※
			許可	廃止	
平成10年度	693	△ 9	15	24	111.2
11年度	659	△ 34	8	42	110.7
12年度	632	△ 27	11	38	110.2
13年度	605	△ 27	10	37	109.6
14年度	581	△ 24	16	40	109.1
15年度	564	△ 17	12	29	113.5
16年度	553	△ 11	13	24	109.1
17年度	533	△ 20	14	34	105.3
18年度	501	△ 32	10	42	107.3
19年度	478	△ 23	9	32	109.5
20年度	450	△ 28	8	36	106.5
21年度	432	△ 18	3	21	102.1
22年度	416	△ 16	7	23	100.9
23年度	392	△ 24	7	31	97.1
24年度	359	△ 33	6	39	95.2
25年度	342	△ 17	4	21	94.2
26年度	326	△ 16	6	22	92.9
27年度	306	△ 20	2	22	87.8
28年度	296	△ 10	0	10	87.9
29年度	284	△ 12	2	14	89.6
30年度	270	△ 14	2	16	87.6

※ 1日1施設の平均大人換算入浴客数

表2-4-2 入浴料金統制額(普通浴場が徴収できる上限額)改定の経過

改定年月日	大人	中人	小人
50. 6. 10	115円	60円	30円
51. 6. 10	135円	70円	35円
52. 6. 15	155円	80円	40円
53. 6. 20	165円	85円	40円
54. 6. 28	180円	95円	45円
54. 11. 26	190円	95円	45円
55. 6. 9	220円	100円	50円
56. 6. 22	230円	110円	60円
57. 6. 15	240円	120円	60円
59. 8. 11	250円	120円	60円
61. 7. 25	260円	120円	60円
平成元. 9. 1	280円	120円	60円
3. 8. 1	300円	140円	70円
5. 8. 1	320円	140円	70円
7. 9. 1	340円	140円	70円
9. 8. 1	360円	140円	70円
13. 9. 1	370円	140円	70円
17. 10. 1	380円	140円	70円
18. 4. 15	390円	140円	70円
20. 8. 11	420円	140円	70円
26. 8. 11	440円	140円	70円

大人:12歳以上、中人:6歳以上12歳未満、小人:6歳未満

第3 温泉指導関係

1 北海道の温泉

雄大な自然景観に恵まれた北海道には数多くの温泉があり、古くから保健・休養に利用され、広く親しまれてきました。

温泉の浴用以外の利用としては、暖房・融雪・農水産業などへの利用がある他、最近では、再生可能エネルギーの一つである地熱発電への活用が図られているところです。

本道の温泉の状況については、平成31年3月末現在で、源泉総数は2,173本、総ゆわ出量は毎分198,022リットルと、豊富な湯量を誇っています。また、全道の9割以上の市町村に、温泉が広く分布しています。

2 道の温泉行政の取組

温泉法においては、都道府県知事が温泉の掘削等について許可等を行う場合、審議会その他合議制の機関へ諮問することとなっていることから、道では、許可申請の都度、地質学他の専門家で構成する北海道環境審議会温泉部会における審議を経て、許可等の処分を行っています。

また、道では、温泉の保護及び適正利用を目的として、昭和51年4月に「北海道温泉保護対策要綱」を策定し、温泉の新規掘削等を規制する保護地域等を指定するとともに、その後も、保護地域等の追加などを行っております。

なお、保護地域等の温泉資源の動向を把握するため、各温泉地における水位等の長期的調査を行うとともに、温泉利用施設等への立入調査を行うなど温泉法に基づく適切な指導に努めています。

国（環境省）では、温泉の掘削等の不許可事由の判断基準について一定の考え方を示した「温泉資源の保護に関するガイドライン」を平成21年3月に策定するとともに、平成24年3月には「温泉に関するガイドライン（地熱発電関係）」を策定し、都道府県に通知したところです。

道では、これらのガイドラインも踏まえながら、本道の貴重な温泉資源の保護と利用の適正化を進めています。

表3-2-1 道内の温泉掘削等許可件数の推移

年 度	総数	掘削	増掘	動力装置
昭和62年度	122	87	5	30
昭和63年度	136	91	2	43
平成元年度	134	82	3	49
平成2年度	135	101	1	33
平成3年度	150	94	3	53
平成4年度	135	70	1	64
平成5年度	86	62	1	23
平成6年度	102	51	2	49
平成7年度	77	45	1	31
平成8年度	117	63	3	51
平成9年度	96	52	2	42
平成10年度	76	36	1	39
平成11年度	74	47	2	25
平成12年度	54	33	1	20
平成13年度	60	30	0	30
平成14年度	61	34	1	26
平成15年度	78	32	0	46
平成16年度	77	47	0	30
平成17年度	87	49	1	37
平成18年度	76	47	3	26
平成19年度	43	22	0	21
平成20年度	27	18	1	8
平成21年度	28	12	0	16
平成22年度	42	21	0	21
平成23年度	37	16	0	21
平成24年度	30	20	0	10
平成25年度	37	22	0	15
平成26年度	26	17	0	9
平成27年度	33	24	0	9
平成28年度	33	17	1	15
平成29年度	41	33	0	8
平成30年度	46	24	1	21

図3-2-1 北海道内における温泉ゆう出量の推移(H1～H30)

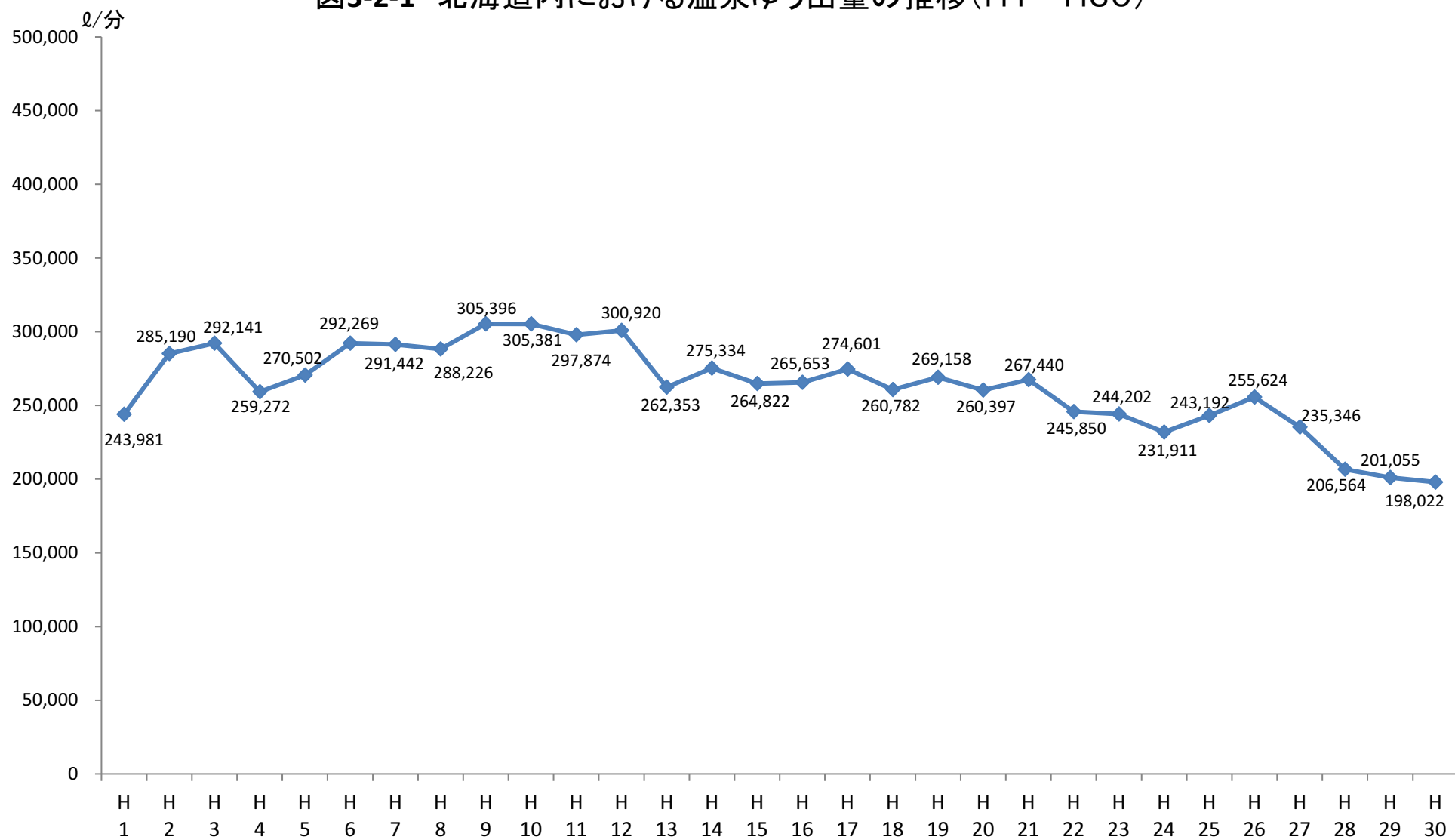


図3-2-2 北海道内における源泉総数、利用源泉数の推移(H1～H30)

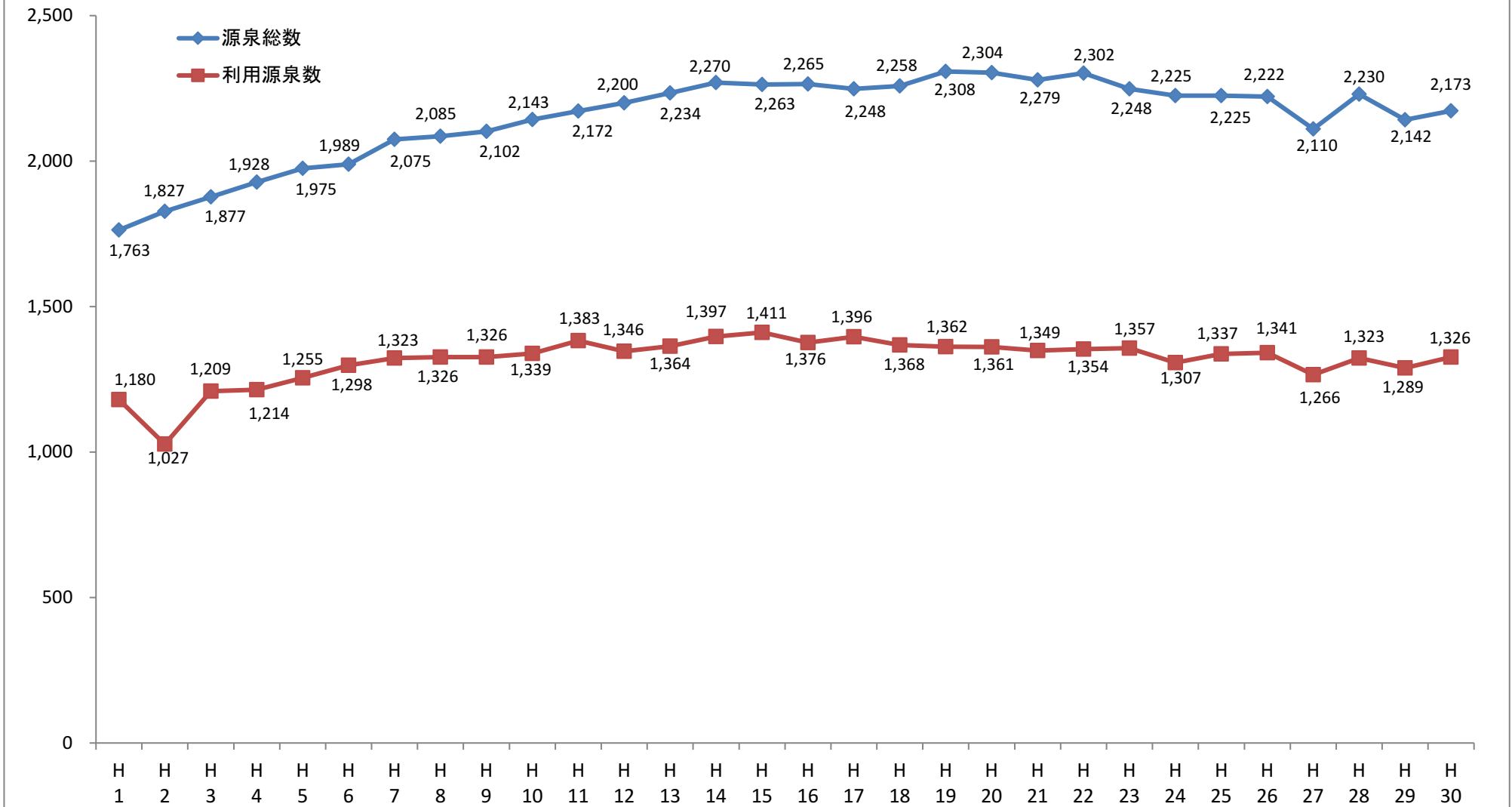


表3-2-2 平成30年度全道保健所別温泉利用状況

平成31年3月31日現在

保健所	市町村数	温泉地数	源泉数											ゆー出量(ℓ/分)		宿泊施設			温泉 公衆利用 場数	国民保養 温泉地 年度延宿泊 利用者数
			総数 (A)+(B)	利用(A)		未利用(B)		25℃未満 42℃未満	25℃以上 42℃未満	42℃以上	水蒸気 ・ガス	不明	自噴	動力	施設 数	収容 定員	年度延宿泊 利用者数			
				自噴	動力	自噴	動力													
渡島	8	12	199	24	95	44	36	5	61	102	9	22	2,279	11,760	25	2,787	298,071	21		
江差	5	5	32	7	15	7	3		8	18		6	985	2,880	6	250	14,892	13		
八雲	4	11	86	25	17	33	11	5	20	57		4	1,635	5,041	19	1,233	75,677	11	5,578	
江別	4	5	16	3	10	2	1	3	10	3			39	1,689	7	435	29,120	10		
千歳	3	6	30	9	12	5	4	6	11	4		9	1,278	2,820	13	1,533	229,231	7		
倶知安	15	18	170	13	67	39	51	5	19	57		89	1,060	7,687	55	10,024	1,096,607	33		
岩内	4	4	33	4	12	10	7	2	2	18		11	437	1,599	11	706	49,155	7		
岩見沢	9	15	35	7	15	12	1	24	5	6			4,005	3,009	16	1,899	198,470	16	14,275	
滝川	9	8	26	6	7	8	5	20	6				1,490	1,409	8	638	69,187	12	32,523	
深川	5	5	14	3	6	4	1	5	9				423	1,013	5	609	42,884	6		
室蘭	6	11	194	32	59	58	45	8	36	101		49	4,682	9,293	84	17,268	2,434,055	20	37,210	
苫小牧	4	9	163	11	91	41	20	12	25	118		8	2,090	12,211	36	1,269	120,175	20		
静内	5	6	9	1	7	1		8	1				1	216	6	519	54,972	7		
上川	7	9	145	91	21	25	8	7	27	81		30	5,119	3,432	36	8,633	859,238	7		
名寄	7	7	8	2	6			6	2				28	485	8	703	65,033	8		
富良野	5	8	21	6	7	5	3	8	8	5			1,016	806	10	1,569	408,379	8		
留萌	8	7	13	6	5	1	1	8	4			1	497	279	7	486	53,547	9		
稚内	8	11	20	7	10	2	1	5	11	2		2	294	835	39	4,495	339,572	18	29,949	
北見	5	9	45	8	26	3	8	7	10	18		10	1,513	3,694	16	3,252	366,162	10		
網走	5	9	61	10	38	5	8	4	10	38		9	1,177	6,227	35	6,110	587,197	17		
紋別	6	5	17	2	7	4	4	5	6	5		1	620	1,298	7	542	162,509	7		
帯広	17	21	204	52	60	50	42	14	56	102		32	8,038	12,095	60	9,239	741,544	47	2,500	
釧路	6	9	308	43	142	37	86	6	55	230		17	7,827	22,535	86	9,588	697,235	31		
中標津	4	9	56	27	16	6	7	1	6	37		12	3,054	3,412	22	1,655	100,367	16		
札幌市	1	5	128	17	74	11	26	20	48	54		6	2,184	12,408	37	16,642	2,244,348	45		
旭川市	1	6	9		7	2		6	1	1		1		620	6	1,249	87,958	5		
市立函館	1	11	94	8	48	12	26	2	15	64		13	855	14,582	37	10,741	1,429,421	29		
小樽市	1	5	37		22	1	14	3	23	11				2,063	11	1,915	293,015	11		
計	163	246	2,173	424	902	428	419	205	495	1,132	9	332	52,625	145,397	708	115,989	13,148,021	451	122,035	

- (注) 1. 温泉地数は宿泊施設のある場所を計上
 2. 年度延宿泊利用者数は参考数値
 3. 浦河保健所及び根室保健所管内には温泉がない

表3-2-3 温泉法第19条に基づく登録分析機関一覧

平成31年3月31日現在

No.	登録を受けた者の氏名	登録年月日	登録番号	施設の名称	郵便番号	施設の所在地	電話番号
1	北海道	H14.4.1	北海道第1号	北海道立衛生研究所	060-0819	札幌市北区北19条西12丁目	011-747-2735
2	(一財)北海道薬剤師会 公衆衛生検査センター	H14.4.1	北海道第2号	(一財)北海道薬剤師会 公衆衛生検査センター	062-0931	札幌市豊平区平岸1条8丁目6-6	011-824-1348
3	(株)ホクカン	H16.12.28	北海道第3号	(株)ホクカン 環境科学分析センター	079-8424	旭川市永山14条3丁目3-4	0166-24-5593
4	(株)環境総合科学	H18.8.21	北海道第4号	(株)環境総合科学	053-0831	苫小牧市豊川町2丁目1-2	0144-75-2181
5	(株)環境科学研究所	H18.9.21	北海道第5号	(株)環境科学研究所	041-0824	函館市西桔梗町28番地の1	0138-48-6211
6	太平洋総合コンサルタント(株)	H18.10.3	北海道第6号	太平洋総合コンサルタント(株)	085-0815	釧路市材木町15-5	0154-41-2633
7	(株)環境プロジェクト	H20.11.18	北海道第9号	(株)環境プロジェクト	004-0061	札幌市厚別区厚別西1条1丁目8-10	011-895-6210
8	(株)エコニクス	H20.12.4	北海道第10号	(株)エコニクス リサーチラボ	061-1448	恵庭市相生町70番地	0123-25-6512
9	日本衛生(株)	H20.12.9	北海道第11号	日本衛生(株) 環境分析センター	004-0871	札幌市清田区平岡1条1丁目1-40	011-888-0122
10	(株)第一岸本臨床検査センター	H23.4.26	北海道第12号	(株)第一岸本臨床検査センター 苫小牧本社	053-0816	苫小牧市日吉町2丁目3-9	0144-72-5712

表3-2-4 メタン濃度現地測定講習会(平成20年)受講機関リスト

(登録分析機関)

	施設名称	郵便番号	住所	電話番号
1	北海道立衛生研究所	060-0819	札幌市北区北19条西12丁目	011-747-2735
2	(一財)北海道薬剤師会 公衆衛生検査センター	062-0931	札幌市豊平区平岸1条8丁目6-6	011-824-1348
3	(株)ホクカン	079-8424	旭川市永山14条3丁目3-4	0166-24-5593
4	(株)環境総合科学	053-0831	苫小牧市豊川町2丁目1-2	0144-75-2181
5	(株)環境科学研究所	041-0824	函館市西桔梗町28-1	0138-48-6211
6	太平洋総合コンサルタント(株)	085-0815	釧路市材木町15-5	0154-41-2633
7	(株)環境プロジェクト	004-0061	札幌市厚別区厚別西1条1丁目8-10	011-895-6210
8	(株)エコニクス リサーチラボ	061-1448	恵庭市相生町70番地	0123-25-6512
9	日本衛生(株) 環境分析センター	004-0871	札幌市清田区平岡1条1丁目1-40	011-888-0122
10	(株)第一岸本臨床検査センター 苫小牧本社	053-0816	苫小牧市日吉町2丁目3-9	0144-72-5712

(同等以上の能力を有すると認められる者)

	施設名称	郵便番号	住所	電話番号
1	(有)ピーピーエムジャパン	070-0824	旭川市錦町22丁目	0166-54-9945
2	住友金属鉱山(株)国富事業所	048-2143	岩内郡共和町国富351-1	0135-72-1211
3	北海道エア・ウォーター(株)	003-0021	札幌市白石区菊水5条2丁目3-17	011-823-0252
4	(株)東洋実業	060-0006	札幌市中央区北6条西22丁目2-7	011-641-1353
5	(株)ドーコン	062-0054	札幌市豊平区月寒東4条9丁目5-27	011-851-6672
6	(株)環境リサーチ	062-0922	札幌市豊平区中の島2条9丁目1-1	011-837-8780
7	野外科学(株)	065-0043	札幌市東区苗穂町12丁目2-39	011-751-5153
8	北海道三井化学(株)	073-0138	砂川市豊沼町1番地	0125-52-2384
9	北炭ゼネラルサービス環境センター	059-1366	苫小牧市あけぼの町1-3-3	0144-55-1171
10	日本データサービス(株)	065-0016	札幌市東区北16条東19丁目1-14	011-780-1114
11	日鋼検査サービス(株)	051-8505	室蘭市茶津町4-1	0143-23-1429

温泉法施行規則(環境大臣が定める方法による測定)

第6条の12 第6条の3第1項第1号及び第3号並びに第6条の6第1項に規定する測定は、法第18条第2項に規定する登録分析機関又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者により行われなければならないこととする。

3 国民保養温泉地の指定

本道における国民保養温泉地は7地区（8市町村）で、その指定状況は次のとおりです。

表3-3-1 国民保養温泉地一覧

平成31年3月31日現在

指定状況				温泉関係	
指定年月日	名称 (温泉地名)	面積 (ha)	市町村 (所轄保健所名)	泉質	医治効能
S32.9.27 厚生省告示第310号	カルルス温泉	36.01	登別市 (室蘭)	ナトリウム－硫酸塩泉	神経痛、筋肉痛、慢性消化器病、きりきず、やけど、動脈硬化症等
S33.11.1 厚生省告示第327号	ニセコ温泉郷	60.27	蘭越町・ニセコ町 (倶知安)	ナトリウム－塩化物硫酸塩・炭酸水素塩泉	神経痛、筋肉痛、慢性消化器病、きりきず、やけど、慢性皮膚病等
S42.10.19 厚生省告示第420号	十勝岳温泉郷	60.38	上富良野町 (富良野)	カルシウム・ナトリウム－塩化物塩泉	神経痛、筋肉痛、慢性消化器病、慢性皮膚病等
S48.3.30 環境庁告示第20号	芦別温泉	39.20	芦別市 (滝川)	含硫黄－ナトリウム－炭酸水素塩泉	神経痛、筋肉痛、慢性消化器病、慢性皮膚病、きりきず、やけど等
S48.3.30 環境庁告示第20号	雌阿寒温泉	15.00	足寄町 (帯広)	含硫黄－ナトリウム－硫黄塩泉	神経痛、筋肉痛、慢性消化器病、きりきず、やけど、動脈硬化症等
S63.7.1 環境庁告示第18号	ながぬま温泉	30.98	長沼町 (岩見沢)	ナトリウム－塩化物強塩泉	神経痛、筋肉痛、慢性消化器病、きりきず、やけど、慢性皮膚病等
H4.1.13 環境庁告示第1号	豊富温泉	36.60	豊富町 (稚内)	ナトリウム－塩化物泉	神経痛、筋肉痛、慢性消化器病、きりきず、やけど、慢性皮膚病等